

# 生徒・保護者のみなさんへ お知らせ

## 平成29年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請手続きについて

### 制度説明

授業料の保護者負担が以下の表のとおりとなるよう、授業料支援を行います。  
この補助金を受けようとする方は、お知らせの内容に基づき、申請に必要な書類を学校へ提出してください。

ランク	モデル世帯の年収めやす (※1)	市町村民税所得割額(保護者(親権者)合算) 平成28・29年度課税分	授業料の保護者負担 (授業料が58万円の学校の場合)	
			全日制	通信制(※3)
A	250万円未満	0円・生活保護・非課税	実質無償	年間30単位まで実質無償
B	350万円未満	51,300円未満	実質無償	年間30単位まで実質無償
C	590万円未満	154,500円未満	実質無償	年間30単位まで実質無償
D2	800万円未満	251,100円未満	10万円(※2)	就学支援金を差し引いた額
D1			20万円	
E	910万円未満	304,200円未満	20万円(※2) (※4)	
大阪府 補助金 対象外			就学支援金を 差し引いた額	

- ※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。  
 ※2 同一の保護者(親権者)に扶養される私立高校生等が3人以上いる世帯の場合です。(詳細は2ページに記載しています。)  
 ※3 通算の履修単位数が、支給対象単位数の上限(74単位)を超える場合は、年間30単位とすることがあります。  
 ※4 授業料が58万円以下の学校の場合は「20万円」、58万円を超える学校の場合は「58万円を超える授業料の額に20万円を加えた額」となります。

### 要件

要件を満たす生徒が、申請の手続きを行えば、授業料支援を受けることができます。

次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金を受給していること。
- ② 平成29年10月1日(基準日)において、大阪府内の私立高等学校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ③ 生徒とその保護者(親権者全員)が、大阪府内に在住していること。

### 提出期限

申請書類等は、期限を守って、早めに提出してください。

申請書及び添付書類もしくは連絡票の提出期限

※この提出期限を過ぎると、授業料の支援が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。  
(申請手続きをしなれば、授業料の支援を受けることはできません。)

### 記入方法・添付書類など申請手続きに関する問合せ先

- 学校事務室の連絡先

※この学校は就学支援推進校として教育長の指定を受けた学校です。

### 制度に関する問合せ先

※申請書の記入方法や添付書類については、学校事務室へお問い合わせください。

- 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005
- 大阪府 教育庁 私学課 授業料支援補助金担当 電話 : 06-6941-0351(代) FAX : 06-6210-9276

## 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 「授業料支援申請書」→4ページの様式第1号の3を使用
- ② 「保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類」→課税額を証明する書類は6ページのサンプルを参照  
 ⇒私立高等学校等授業料支援補助金は、国就学支援金の「受給資格認定申請書」・「収入状況届出書」が未提出の場合  
 は受給できません。  
 ⇒平成29年度の国就学支援金の申請手続きにおいて、住民税の課税額を証明する書類を添付して「受給資格認定申請書」  
 ・「収入状況届出書」を提出している方は、今回の申請にあたり改めての提出は不要です。
- ※ 平成28・29年度の課税額とも所得要件を満たさない場合は、5ページ下の「連絡票」のみを提出してください。
- ※ 保護者(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任)、授業料支援補助金は受給  
 できません。

<同一の保護者(親権者)に扶養される私立高校生等が3人以上いる世帯(所得区分が「D2ランク」または「Eランク」のみ)>

- ③ 在学(在校)証明書と健康保険証の写し →6ページのサンプルを参照  
 ※国民健康保険加入者は、国民健康保険証に代えて、世帯全員の住民票(続柄表記のもの)を提出してください。  
 (他府県の学校に進学し、住民票を移動している私立高校生等がある場合は、当該私立高校生等の住民票(除票)も提出してください)  
 ※いわゆる浪人生は、予備校等の在校証明書または当該子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。

### 【私立高等学校等の学校の範囲】

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校

※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▷私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▷公私立専修学校(高等課程)
- ▷国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▷「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▷「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)
- ▷「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設(※)
- ▷「理容師法」にもとづく理容師養成施設(※)
- ▷「美容師法」にもとづく美容師養成施設(※)
- ▷各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)  
 (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ただし、国公立高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

## 保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類(6ページのサンプルを参照)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項
1 サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている人	・「平成28年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー ・「平成29年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー	毎年5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されます。
2 「個人で事業を営んでいる人」など市(町村)民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている人	・「平成28年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー ・「平成29年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー	毎年6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。
3 市(町村)民税・府民税を給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口等の両方で納めている人	上記1及び2に記載する添付書類 ※例えば、給与所得と事業所得の両方に収入がある場合が該当	上記1及び2の注意事項欄を参照してください。
4 市(町村)民税・府民税が非課税の人または上記1、2、3の通知書を紛失した人	平成28年度と平成29年度の市町村発行の下記①から③の書類のうちのいずれか。 ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」 ②「非課税証明書」 ③「非課税通知書」のコピー	1月1日現在の住所地の市町村(住民税の窓口)で、証明書の交付を受けてください。(交付手数料が必要)
5 生活保護(生活扶助)を受けている人	生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けていることを証明する生活保護受給証明書(生徒との扶養関係がわかるもの)	市町村(生活保護担当窓口)で証明書の交付を受けてください。
6 その他	学校の事務室に相談してください	

# 年度途中の事情の変更

以下の事柄が発生した場合には、すみやかに学校に連絡してください。

年度途中において、以下の事柄が発生した場合は、補助金の額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡し、「**事情変更の申立書**」と必要な添付書類※を学校に提出してください。

※様式や必要な添付書類については、学校(事務室)にお問い合わせください。

## 1 大阪府外に転出した場合

- 大阪府内に居住している生徒・保護者が大阪府外に転出した場合  
(大阪府内から大阪府内への転居の場合は、「事情変更の申立書」の提出は必要ありません)

## 2 保護者等(親権者)に変更があった場合

- 離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合
- 養子縁組(再婚に伴う養子縁組も含む)により、親権者に変更があった場合
- 未成年後見人が決定された場合

## 3 所得要件に変更があった場合

- 生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けることになった場合
- 生活保護法に基づく保護(生活扶助)が停止された場合
- 所得の修正申告や税額の更正決定等により、市町村民税所得割額が変更となった場合

# 個人情報取扱

次の個人情報の取扱いにご留意ください。

国就学支援金および本申請に関し収集した個人情報については、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供する場合があります。また、本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。

# 授業料支援申請書・添付書類に関する申立書等の記入方法

以下の例を参考に記入してください。

提出にあたっては、「授業料支援申請書」の添付書類と、裏面の「申立書」の記載内容に漏れがないか、必ず確認してください。申請をしない場合でも、「連絡票」のみ記載し提出してください。また、必ず提出期限を守ってください。必要な添付書類が期限までに提出されない場合、支援が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

平成29年10月1日(基準日)において就学支援金の支給を受ける(又は受ける見込みである)生徒についてはチェック欄に「」を記入してください。

保護者等が父母どちらか一方の場合、その一方の氏名を記入してください。

「保護者等(父母)」に関する事項に記載した者に全員が扶養されているかを確認してください。

申請対象外または申請しない場合は理由をチェックしてください。

生徒と同じ場合は、右のチェック欄に「」を記入してください。異なる場合は、住所を記入してください。

該当するところにチェックしてください。該当するところにチェックしてください。裏面の「添付書類に関する申立書」も、あわせて記入してください。(平成29年度の国就学支援金の申請手続きにおいて、住民税の課税額を証明する書類を提出した方は、今回の申請にあたり、提出を省略することができます。)

**必ず記入してください。**

1. 添付書類に関する申立書

添付書類	平成28年度	平成29年度
① 大阪府以外に転出した場合、転出先が大阪府外の場合、住民税の課税額を証明する書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 大阪府内に転出した場合、転出先が大阪府内の場合、住民税の課税額を証明する書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 保護者等(親権者)の変更があった場合、変更後の親権者の氏名を記入してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けることになった場合、生活保護受給者であることを証明する書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 生活保護法に基づく保護(生活扶助)が停止された場合、生活保護受給者であることを証明する書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他(転居、結婚、離婚、養子縁組、未成年後見人の決定等)による変更があった場合、変更の事由を記入してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 連絡票

申請対象外の場合は、該当するチェックボックスにチェックを入れ、理由を記載してください。この欄のみ記入して、1ページに記入する提出期限までに学校の事務室に提出してください。申請対象の場合は、この欄の記載は不要です。(切り取らず、このまま提出してください。)

① 平成29年度、平成28年度の市町村民税所得割額を記載し、記入が、どちらも所得割額を記載しないので、申請しません。  
 ② 保護者(親権者)の課税額を証明する書類が提出できないため、申請しません。  
 ③ その他

1年 2歳 3歳 (学年) 大阪 太郎

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B・C・D1・D2・E
	区分(7~6月)	A・B・C・D1・D2・E

## 授業料支援申請書

平成 年 月 日

設置者名

代表者名

様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、平成29年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

※以下の項目は、保護者等(父母)による代筆も可能です。

**【申請者(生徒)に関する事項】**

ふりがな			
生徒氏名	姓		名
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
住所	大阪府 (市・町・村)		
学校名	全日制・通信制 課程 学年 組 番		
就学支援金受給者	<input checked="" type="checkbox"/> 国制度による就学支援金の支給を受けている。 <input type="checkbox"/> (※支給されていない場合は、対象とならない場合があります。)		

**【保護者等(父母)に関する事項】**

ふりがな				生徒との続柄	
保護者等氏名	姓		名		
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)			<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	
ふりがな				生徒との続柄	
保護者等氏名	姓		名		
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)			<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	
保護者等連絡先	電話			FAX	

**【添付書類に関する事項】**

<input type="checkbox"/> チェック	平成28年度及び平成29年度の保護者等(父母)の所得に関する書類を提出します。(裏面を記載してください。)
<input type="checkbox"/> チェック	平成28年度の保護者等(父母)の所得に関する書類を提出します。(裏面の平成28年度欄を記載してください。)平成29年度の所得に関する書類は、国制度による平成29年度就学支援金の受給資格認定申請書及び収入状況届出書に添付したため提出を省略します。
<input type="checkbox"/> チェック	平成28年度及び平成29年度の保護者等(父母)の所得に関する書類は、国制度による平成29年度就学支援金の受給資格認定申請書及び収入状況届出書に添付したため提出を省略します。
<input type="checkbox"/> チェック	保護者等(父母)に扶養される私立高校生等が3人以上いる世帯に該当するため、在学(在校)証明書及び健康保険証の写し等を提出します。

**【個人情報に関する取扱いについて】**

この申請に関し収集した個人情報については、以下の点に同意します。  
 ○学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用すること。  
 ○本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があること。  
 ○大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。  
 ○国制度による就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用すること。

上記の記載内容に相違ありません。

記入者署名

また、個人情報に関する取り扱いについて、同意します。

学校受付日 平成 年 月 日

# ⚠️ 必ず記入してください。

申請する場合 →以下の1.添付書類に関する申立書  
 申請対象外または申請しない場合 →キリトリ線以下の2.連絡票

## 1.添付書類に関する申立書

保護者(親権者)の市町村民税所得割額に関する証明書等については、以下のとおり添付又は添付を省略します。

(1) 該当するチェックボックスにチェック☑をしてください。

添付又は添付を省略する証明書		平成28年度	平成29年度
① 父および母の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。 (※市町村民税所得割額に関する証明書が他都道府縣市町村より発行されている方⇒(2)①へ) (※住民票が他都道府縣市町村に存在する方⇒(2)②へ)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 父あるいは母の市町村民税所得割額に関する証明書は以下の理由で添付を省略します。 (それぞれの年度で省略する者にチェックをしてください)		父	母
国制度による平成29年度の就学支援金の受給認定申請書および収入状況届出書にすでに添付しています。(裏面の授業料支援申請書「添付書類に関する事項」の上から2つ目または3つ目にチェックされた場合のみ)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
控除対象配偶者(父または母)の平成28年度、29年度それぞれの前年(平成27年、28年)の年間収入は100万円以下なので、市町村民税は課税されていません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
父または母のみのひとり親であり、父または母の市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫または寡婦・特別寡夫または特別寡婦の記載があります。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
父または母のみのひとり親ですが、父または母のみの市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫または寡婦・特別寡夫または特別寡婦の記載がないため、ひとり親であることを次のとおり申し立てます。 ⇒【A】に記載 (記載例:「配偶者と離婚したため、ひとり親です。」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の理由⇒【B】に記載 (記載例1:「親権者が存在せず、未成年後見人が選任されているため。」) (記載例2:「親権者又は未成年後見人が存在しないため。」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【A】申立の内容	(平成28年度)		
	(平成29年度)		
【B】その他の理由	(平成28年度)	(続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	
	(平成29年度)	(続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	

(2) 以下に該当する場合、追加書類を添付する必要があります。該当するチェックボックスにチェック☑をしてください。

追加書類を添付する理由		平成28年度	平成29年度
		父	母
① 市町村民税所得割額に関する証明書の住所が府外のため、住民票を添付します。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 単身赴任等により、やむをえず他府県に居住しているため、会社から発行される辞令の写し等を添付します。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

----- キリトリ線 -----

## 2.連絡票

※申請対象外の場合は、該当するチェックボックスにチェック☑を入れ、氏名等を記載し、この部分のみ切り取って、1ページに記載する提出期限までに学校の事務室に提出してください。  
 ※申請対象の場合は、この欄の記載は不要です。(切り取らず、このまま提出してください。)

- 平成28年度・平成29年度の市町村民税所得割額を確認しましたが、どちらも所得要件を満たさないため、申請しません。
- 保護者(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できないため、申請しません。
- その他( )

年 組 番 (生徒名)

